

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月26日
【事業年度】	第133期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社上毛
【英訳名】	JYOMO COMPANY LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿部 裕二
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市六供町370番地
【電話番号】	027(224)2111（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 田部井 清志
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町2-2-1
【電話番号】	03(6254)5581
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 田部井 清志
【縦覧に供する場所】	株式会社上毛 東京支社（銀座オフィス） （東京都中央区銀座五丁目1番15号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第133期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に修正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)～(7) 省略

(訂正前)

(8) 記載なし

(訂正後)

(8) 責任免除の内容

当社は、取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任について、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨、定款に定めております。